

上越市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

健康保険法施行令の一部改正を受け、出産育児一時金の額を引き上げたもの

2 改正内容

- (1) 出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げた。(第6条関係)
- (2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じる出産育児一時金について適用し、同日前に支給事由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。(附則第2項関係)

3 施行期日

令和4年1月1日

4 上越市国民健康保険条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に該当すると市が認める場合は、<u>40万8,000円</u>に、3万円を超えない範囲内で市が定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に該当すると市が認める場合は、<u>40万4,000円</u>に、3万円を超えない範囲内で市が定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

5 出産育児一時金の見直し内容

国民健康保険の出産育児一時金40万4,000円に加算して支給している産科医療補償制度の掛金分が、令和4年1月1日以降、1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるため、その引下げ同額分を本来の支給分に上乗せし、現行の出産育児一時金の支給総額42万円を維持するもの。

なお、産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺児とその家族の経済的負担の補償を目的としており、1件当たり3,000万円の補償金を支払う仕組みで日本医療機能評価機構が運営組織となり、民間保険を活用する形で平成21年1月から運用されている。

産科医療 補償制度	支 給 額	
	改正案(令和4年1月1日～)	改正前(～令和3年12月31日)

加入医療 機関で出 産	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 408,000 円 (+4,000 円) ・加算額 (産科医療補償制度掛金分) 12,000 円 (△4,000 円) <hr/> 計 420,000 円 (増減なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 404,000 円 [条例で規定] ・加算額 (産科医療補償制度掛金分) 16,000 円 [要綱で規定] <hr/> 計 420,000 円
未加入医 療機関で 出産	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 408,000 円 (+4,000 円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金 404,000 円 [条例で規定]

※条例第6条ただし書に規定する加算額は、「上越市国民健康保険出産育児一時金の支給等に関する要綱」で規定しているため、あわせて同要綱の一部改正を行い、現行の1万6,000円から1万2,000円に引き下げる。

令和 3 年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

【補正理由】

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げるとともに、人事異動による職員構成の変動等による給与費の増減整理を行ったもの

歳入では職員給与費等繰入金を同額減額し、収支の均衡を図ったもの

【補正内容】

(歳入) (単位: 千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
6	繰入金	1,237,755	△6,230	1,231,525
	職員給与費等繰入金	183,531	△6,230	177,301

(歳出) (単位: 千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	203,986	△6,230	197,756
	一般管理費職員人件費	72,904	△6,230	66,674

※補正該当箇所以外の予算科目の記載を省略

令和 3 年度上越市診療所特別会計補正予算（第 1 号）について

【補正理由】

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げるとともに、人事異動による職員構成の変動等による給与費の増減整理を行ったもの

歳入では職員給与費等繰入金を同額減額し、収支の均衡を図ったもの

【補正内容】

(歳入)

(単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
6	繰入金	164,974	△13,306	151,668

(歳出)

(単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	325,662	△13,306	312,356

※補正該当箇所以外の予算科目の記載を省略

令和 3 年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

【補正理由】

- (1) 医療費通知等の処理・送付件数が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するとともに、国の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を活用し、マイナンバーカードの健康保険証利用を勧奨するための経費を増額したもの
- (2) 令和 2 年度の保険給付費等交付金等の精算額の確定に伴い発生した償還金を増額するとともに、収支の均衡を図るため、一般会計繰入金及び国民健康保険財政調整基金繰入金を増額したもの

【補正内容】

(歳入)

(単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	国民健康保険税	3,008,794	0	3,008,794
2	使用料及び手数料	1,959	0	1,959
3	国庫支出金	1	75	76
4	県支出金	13,042,839	0	13,042,839
5	財産収入	17	0	17
6	繰入金	1,231,525	28,293	1,259,818
	一般会計繰入金	1,212,838	615	1,213,453
	国民健康保険財政調整基金繰入金	18,687	27,678	46,365
7	繰越金	141,595	0	141,595
8	諸収入	64,076	0	64,076
9	市債	1	0	1
	合 計	17,490,807	28,368	17,519,175

(歳出)

(単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	197,756	690	198,446
2	保険給付費	12,728,540	0	12,728,540
3	国民健康保険事業費納付金	4,165,782	0	4,165,782
4	財政安定化基金拠出金	1	0	1
5	保健事業費	201,789	0	201,789
6	基金積立金	70,798	0	70,798
7	公債費	1	0	1
8	諸支出金	96,140	27,678	123,818
9	予備費	30,000	0	30,000
	合 計	17,490,807	28,368	17,519,175

【補正額の内訳】

1 款 総務費（趣旨普及費） 690 千円

・医療費通知及び後発医薬品差額通知の郵便料及び電算委託料

607 千円

- ・医療費通知に同封し送付するマイナンバーカードの健康保険証利用勧奨リーフレットの作成委託料 83 千円

8 款 諸支出金（償還金） 27,678 千円

- ・保険給付費等交付金（普通交付金） 7,772 千円
- ・保険給付費等交付金（特別交付金のうち特定健診等負担金分） 14,252 千円
- ・国民健康保険災害等臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分） 5,654 千円